

●静岡県農業制度資金 農業近代化資金

【ご利用いただける方】

名 称		条 件
認定農業者		<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営改善計画が認定されていること ・簿記記帳を行っている又は簿記記帳に移行することが確実であること
その他担 手	主 業 農 業 者	農業者 (個人) <ul style="list-style-type: none"> ・総所得の過半が農業所得である又は農業粗収益 200 万円以上 ・主となる従事者が青壮年（60 歳未満）であること ・（60 歳以上の場合のみ）後継者があること ・簿記記帳を行っている又は簿記記帳に移行することが確実であること
		農業者 (法人) <ul style="list-style-type: none"> ・総売上上の過半が農業売上である又は農業粗収益 1,000 万円以上 ・常時従事者（農地法第 2 条第 3 項 2 号ニに規定する常時従事者）がいること ・簿記記帳を行っている又は簿記記帳に移行することが確実であること
	認定新規就農者	<ul style="list-style-type: none"> ・青年等就農計画の市長認定を受けていること
	農業参入法人	<ul style="list-style-type: none"> ・5 年以内に認定農業者となる計画を有する営農法人で経営開始後決算を 2 期終えていないこと

- ・ 反社会勢力に該当しない方

【主な使い道】

- ・ 農業用施設（農作業場、ハウス、加工施設など）の建設、購入、改良、復旧^{※1}
- ・ 農業用機械（トラクター、コンバインなど）の購入
- ・ 果樹、茶の植栽又は育成
- ・ 家畜の購入又は育成
- ・ 小規模（事業費 1,800 万円まで）な農地の改良、造成、復旧^{※1}
- ・ 長期運転資金^{※2}

※1 災害復旧に関わる費用は認定農業者のみが対象ですが、被災施設を経営改善のために建て替える場合などは、その他の方も対象となります。

※2 長期運転資金は、肥料代・賃借料のような見積書があるもので経営改善に必要なものを一括して支払う場合に対象となります。

【利用条件等】

		認定農業者	その他担 手
貸付限度額		個人：1,800 万円 農業参入法人：1 億 5 千万円	法人：2 億円
融 資 率		事業費の 100%までご融資可能です (ただし 3,600 万円超の部分は 80%)	事業費の 80%までご融資可能です
貸 付 金 利		静岡県が定める貸付金利	
償 還 期 間 (据置期間)		原則 15 年以内 (据置期間 7 年以内)	原則 15 年以内 (据置期間 3 年以内)
保 証 料 率		静岡県農業信用基金協会が定める保証料率	
担 保 [※]	個人	無担保	1,500 万円まで無担保
	法人	3,600 万円まで無担保	3,000 万円まで無担保
保 証 人 [※]		原則として不要	

※ 静岡県農業信用基金協会の定めにより、担保・保証人が必要となる場合がございます。